

# 石綿、アスベストによる健康障害にご注意ください

次の作業に従事した方は健康診断を

- 石綿を含有する鉱石または岩石の採掘、搬出または粉碎その他石綿の精製に関連する作業
- 石綿原料などの袋詰めまたは運搬作業
- 次の石綿製品の製造工程における作業
- 石綿糸、石綿布などの石綿紡績製品
- 石綿セメントまたはこれを原料として製造される石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒などのセメント製品
- ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、ガスケット、内燃機関のジヨイントシーリングなどにもちいられる耐熱性石綿製品
- 自動車、捲揚機などのブレーキライニングなどの耐摩耗性石綿製品
- 電気絶縁性、保温性、耐酸性などの性質を有する石綿

紙、石綿フェルトなどの石綿製品。または電解隔膜、タイル、プラスチックなどの充填剤、塗料などの石綿を含有する製品

石綿の吹付け作業

耐熱性の石綿製品を用いて行う断熱もしくは保温のための被覆またはその補修作業

石綿製品の切断などの加工作業

石綿製品が被覆材または建材として用いられている建物、その附属施設などの補修または解体作業

石綿製品が用いられている船舶または車両の補修または解体作業

石綿を不純物として含有する鉱物などの取り扱い作業

前記の石綿または石綿製品を直接取り扱う作業の周辺において、間接的なばく露を受ける可能性のある作業

## 石綿とは？

石綿（アスベスト）は、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれています。

以前はビルなどの建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていましたが、昭和50年に原則禁止されました。その後も、スレート材、ブレーキライニングやブレーキパッド、防音材、断熱材などで使用されましたが、現在では原則として製造などは禁止されています。

石綿は、そこにあること自体が直ちに問題にはならず、飛散や吸い込むことが問題となるため、さまざまな法律で予防や飛散防止が図られています。

## 健康管理手帳の交付

健康管理手帳とは

がん、その他の重度の健康障害を発生させるおそれのある業務のうち、一定の業務に従事して、一定の要件に該当する方は、離職の際または離職の後に住所地の都道府県労働局長に申請することにより、健康管理手帳が交付されます。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関または健康診断機関で、定められた項目による健康診断を決まった時期に年2回（じん肺の健康管理手帳については年1回）無料で受けることができます。

対象となる業務

（石綿業務の場合）

石綿（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む）を製造、または取り扱う業務。次のような業務があります。

- 石綿製品の製造工程における作業
- 石綿の吹き付け作業
- 石綿が吹き付けられた建築物や石綿製品が被覆材または建材として用いられている建築物の解体などの作業
- 石綿製品の切断などの加工作業

健康管理手帳の交付要件

（石綿業務の場合）

両肺野に石綿による不整形陰影がある。または石綿による胸膜肥厚があること。

\* 石綿取り扱い以外の業務では健康管理手帳の交付要件が異なります。

## 相談窓口

健康に関するご相談、石綿の環境中への飛散（吹付け石綿を使用した建物の解体・改修、石綿を取り扱う作業場の近くに住んでいるなど）に関するご相談

県健康増進課

8 2 3 ・ 9 6 7 5

中央東福祉保健所

0 8 8 7 ・ 5 3 ・ 3 1 7 1

石綿を含有した建築材料に関するご相談

県住宅企画課（住宅の場合）

8 2 3 ・ 9 8 5 6

県建築指導課（住宅以外の場合）

8 2 3 ・ 9 8 9 1

石綿の処理・廃棄に関するご相談

県廃棄物対策課

8 2 3 ・ 9 6 8 8

健康管理手帳・健康診断・労災補償に関するご相談

高知労働局安全衛生課

8 8 5 ・ 6 0 2 3

高知労働局労災補償課

8 8 5 ・ 6 0 2 5

労働基準監督署（高知）

8 8 5 ・ 6 0 3 1

南国市立施設に関しては、南国市アスベスト対策本部を設置して対応しています。

南国市アスベスト対策本部

生活環境課

8 8 0 ・ 6 5 5 7

# 野焼きやごみの 投棄はやめましょう



野焼きはなぜダメ？

廃棄物処理法では、「廃棄物は焼却設備を用いて焼却すること」と定められていて、「野焼き」は原則的に禁止されています。

また同法では、焼却設備の構造や焼き方についても基準が定められていて、その基準に従って正しく焼却しなければなりません。

野焼きは悪臭や煙が発生して生活環境に悪影響を及ぼししかも焼却する物によっては猛毒といわれるダイオキシンが発生することがあります。

野焼きやごみの不法投棄には次のような罰則が科せられます。

【廃棄物の野焼き】：3年以下の懲役もしくは、300万円以下の罰金または、これらの両方  
 【不法投棄】：5年以下の懲役もしくは、1千万円以下の罰金または、これらの両方



野焼きの例外は？

野焼きでも次の場合のような例外があります。

風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

「どんど焼き」など地域行事における廃材などの焼却  
 農業・林業・漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

農業者が行う稲わらの焼却  
 林業者が行う伐採した枝などの焼却など

日常生活を営む上で通常行われる軽微な廃棄物の焼却  
 たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の廃材などの焼却

\*このような例外の場合でも環境に悪影響を及ぼす場合は、行政処分や指導の対象となります。

お問い合わせは  
 生活環境課環境係

880・6557



ちびっく

2005

# 国勢調査

調査票の記入はお済みですか？ 間もなく調査員が受け取りに伺います。

今、国勢調査を行っています

今、全国一斉に国勢調査が行われています。国勢調査は、日本に住んでいるすべての人が対象となる大規模な統計調査で、大正9年から5年ごとに行われ、今回は18回目にあたります。

平成17年国勢調査は、人口の転換期にある我が国の人口・世帯の実態を明らかにする重要な調査です。調査する項目は、「男女の別」「出生の年月」「就業状態」「通勤・通学地」「世帯員の数」「住居の種類」など17項目です。

調査結果は、国や都道府県・市区町村の行政の基礎資料として、少子高齢社会への取り組みやまちづくりに生かされるほか、人口分析、地理学・社会学・経済学などの学術研究や教育用資料として利用されます。



国勢調査員をはじめとする調査関係者には守秘義務があります。また、調査内容を統計以外の目的に使用することは、「統計法」によって固く禁じられていて、調査票は外部の人の目に触れないように厳重に管理されます。安心してご記入ください。

10月上旬に調査員が記入していただいた調査票を受け取りにお伺いします。

皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

お問い合わせは  
 企画課広報統計係  
 880・6553まで